

きらいと輝く経営者支援制度

※申請受付は4月1日（月）8：30～（開始しました）

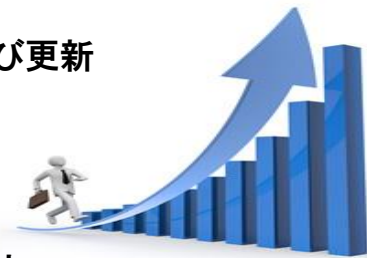
- ・申請を予定される方は、必ず事前に商工会にご相談下さい。
- ・要綱、申請書は商工会の窓口配布のみとなります。（H.Pからダウンロードはできません）
- ・申請受付は先着順で、申請総額が予算に達した時点で受付を締め切ります。

市内の中小企業者等が、事業の維持・拡大に必要な設備等の新設及び更新に要する経費【30万円以上(税抜き)】の一部を補助します。

- ※補助上限額 ⇒⇒⇒ 50万円（1,000円未満切捨て）
- ※補助率 ⇒⇒⇒ 補助対象設備（税抜き）取得に要した経費の20%
- ※1事業所1回限り ⇒⇒⇒ 前回採択された事業所は申請できません
- ※申請受付開始日 ⇒⇒⇒ 受付中

想定される取組事例のイメージ

- ◆冷凍冷蔵庫、オーブン等の厨房機器の新設及び更新
- ◆店舗の看板の更新
- ◆冷暖房設備の更新
- ◆生産活動・販売活動に係る設備 etc
- 機械の修理のみや前備品の撤去費用は除きます



【詳細は裏面を参照して下さい】

【申請書提出先・お問合せ先】 三次広域商工会本所及び各支所

本所	0824-44-3141		
作木支所	0824-55-2124	布野支所	0824-54-2036
君田支所	0824-53-2039	吉舎支所	0824-43-3171
三和支所	0824-52-2065	甲奴支所	0847-67-2433

● 対 象 者

次の要件をすべて満たす方

1. 三次広域商工会または三次商工会議所の会員で、市税を完納している事業所
2. 三次市内で1年以上事業を営んでいること
3. 風営法の営業許可の対象でないこと
4. 補助金対象経費について、国、県等他の補助金の交付を受けていないこと

● 対 象 設 備

1. 生産活動、販売活動に直接係る設備等で取得価格が30万円以上(税抜き)であること
2. 対象設備は、固定資産税の課税対象となる償却資産のうち、建物付属設備、機械装置、車両運搬具、工具器具備品とする(但し自動車、自動販売機は除く)
3. 申請者が単独で所有し、市内事業所への設置とすること
4. 設置費用は対象とするが、前備品の撤去費用は対象外とする
5. 中古設備は対象経費とするが、リース契約に基づくものは対象外とする
6. 対象設備は原則、三次市内の業者から購入すること
7. 交付決定後に整備されるもののみとする

● 補 助 率 等

1. 補助対象設備(税抜き)取得に要した経費の20%
2. 補助限度額は50万円(1,000円未満切捨て)
3. 1事業所1回限り

● 申 請 受 付

平成31年 4月 1日(月)～ (受付中)

受付時間 / 8:30～17:00 (土、日、祝日を除く)

※三次市は、本補助金の申込受付を予算額に達した時点で締め切ります。また、本補助金は商工会及び商工会議所の会員を対象としていますが、それぞれの予算枠は設けておらず、全体を通して予算に達した時点で締め切られますので、できるだけ早く商工会事務局までご相談下さいませようお願い致します。

● 申 請 書 類 等

- ・ 補助金交付申請書 ・ 予算計画書 ・ 事業計画書
(申請書、予算計画書、事業計画書は商工会で配布します)
- ・ 設置する設備の機能が分かるカタログ等資料
- ・ 設備等見積りの写し

● 申 請 書 類 提 出 先

三次広域商工会 本所及び各支所

※必ず事前にご相談下さい。(お問合せ先は申請書類提出先と同じ)